住宅改修におけるQ&A【上天草市版】

【手すり】

Q．トイレの手すりは壁付け以外のものも対象になるのか？

A.　床へのビス止め等にて固定し、強度があるものについては対象となります。また、手すりに他の用途（姿勢保持のためのクッション等）が付いたものも対象となります。

Q.　手すりを取り付ける場所に障害物があり、そのままでは手すりの取り付けが出来ない場合、その障害物の移設作業は対象となるのか？

A.　障害物の移設作業は付帯工事として対象となります。

【便器の取替】

Q.　和式便器から洋式便器への取替の際の水洗（簡易水洗）化は付帯工事とすることは可能か？

A.　非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われると思いますが、その場合の、「水洗化」の工事は対象となりません。「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取替えに伴う給排水設備工事」で想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、配水管の長さや位置を変える場合を想定しています。

※見積書あるいは工事内訳書には水洗（簡易水洗）化の部分がわかるような記載をお願いします。

Q.　便器を和式から洋式に取り替える際、トイレの拡張は可能か？

A.　男子トイレと女子トイレの仕切り（壁）の撤去はトイレとしての用途が同じであり、資産価値の増加にはならないため可能です。しかし、廊下部分まで含めた拡張は資産価値の増加につながるため対象外となります。

Q.　屋外のトイレを屋内に移設する場合の便器の取替えは対象となるのか？

A.　屋外のトイレを使用することが困難であることが明確で、且つ屋外のトイレを撤去するということであれば便器部分のみ対象となります。（この場合の撤去費用は対象外となります。）

【その他】

Q.　現在、娘（息子）宅で生活しているが、承諾書があれば娘（息子）宅の住宅改修は可能か？

A.　介護保険の住宅改修は、介護保険被保険者証に記載されている住所の物件（敷地）に限られますので出来ません。

Q.　介護保険の住宅改修で里道などに手すりを付けることは可能か？

A.　介護保険の住宅改修は、介護保険被保険者証に記載されている住所の物件（敷地）に限られますので出来ません。

Q.　風呂釜の取替えは対象になるのか？

A.　単に風呂釜が古いからという理由は認められません。床と風呂釜との段差が大きいなどの理由が必要であり、加えて風呂釜取替えがほかの方法より最も安いことが求められます。

Q.　ユニットバスへの改修は可能か？

A.　ユニットバスも一部分は住宅改修の適用が可能です。ただし、適用部分の按分計算等が必要な場合がありますので、ユニットバス部分の詳細な図面及び見積書の提出をお願いします。

Q.　身内の大工に住宅改修を頼みたいが可能か？

A.　その方が屋号をお持ちであり、見積書、領収書及び図面を出すことが出来れば通常の場合と同様に処理できますが、そうでない場合は材料費のみの支給となります。